福岡県社会福祉協議会　広報誌

ふくおかのふくし

151号
May.2015

Welfare of Fukuoka

福岡県身体障害者体育大会　選手宣誓

今　号　の 内　容

○ 特集　「生活福祉資金を活用した自立支援」　p 1
○ あなたの“学びたい”を応援しています（本会研修紹介）　p 3
○ ワークブック形式で小学生向け福祉教育教材を作成　p 4
○ 平成２７年度 福岡県社会福祉協議会 事業計画　p 5
○ 本会組織改編のお知らせ　p 7
○ 社会福祉施設 種別協議会　紹介　p 8
○ 赤い羽根共同募金　平成２６年度実績額　p 9
○ ふくふくＩｎｆｏ　p 10

じぶんの町を良くするしくみ
赤い羽根共同募金
この広報誌は、一部共同募金の配分金を受けて発行しています。

特　集

生活困窮者自立支援法が施行
生活福祉資金を活用した自立支援

生活福祉資金は、昭和30年の制度創設以来、社会福祉協議会（以下「社協」）と地元の民生委員が連携し、低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長を図る役割を担ってきました。その後、時代の要請に応えるべく幾度となく制度見直しが行われてきました。平成21年10月には、リーマンショック以降の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、制度の抜本的な見直しが行われました。この時、資金種類の統合・再編とともに、失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して継続的な相談支援と必要な資金の貸付けを一体的に行う総合支援資金が創設されました。

今回の特集では、本貸付制度と4月に施行された生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業との効果的、効率的な連携について考察します。

貸付状況からみる生活福祉資金の社会的役割

本県の生活福祉資金貸付決定状況（平成21年度から平成25年度貸付状況　図1）は、平成22年度の4951件をピークに、減少傾向にありますが、その中で福祉資金と教育支援資金は増加しています。特に、教育支援資金の貸付件数は少子化にも拘らず、1000件を超えたところで高止まりしています。全国でも同様の状況であり、景気が上向く中にあっても、子どもの学費といった「まとまった金額」を工面できない状況が見受けられます。近年の申請内容をみると、経済的に困窮している世帯からだけではなく、複雑な家庭環境にいる子どもや、いじめによるひきこもり、配偶者からのDVによる母子世帯など、さまざまな社会問題を含んでいます。その中にあって、市区町村社協と民生委員との連携による支援から資金を貸付け、それによって子どもの自立につながるケースもあり、本貸付制度は、「子どもへの貧困の連鎖」断絶という社会的役割の一翼を担っています。

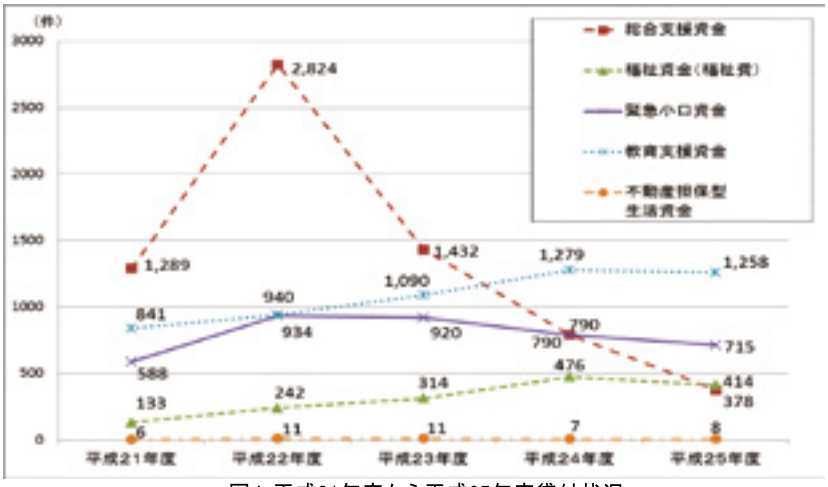

図1 平成21年度から平成25年度貸付状況

生活困窮者自立支援制度との連携について

平成27年4月からの生活困窮者自立支援法施行に伴い、生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」）が開始されました。この新制度は生活上のさまざまな課題を抱えた方に、包括的に対応するとともに、自立に向けたアセスメントの実施、プラン作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行

生活困窮者自立支援制度の概要

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施。

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となり、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行う。

＜出典：新たな生活困窮者支援制度の創設（平成25年8月2日生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議資料）＞

うことなどを目的としています。

新制度開始に伴う、本貸付制度の改正により、新制度での相談支援と密接な連携を図ることが求められ、両者がより効果的、効率的に機能することが期待されています。具体的には、**総合支援資金と緊急小口資金の貸付けに当たって、原則として自立相談支援事業の利用が貸付けの要件**となりました。

新制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する自立支援策「第2のセーフティネット」の強化を図るものとして位置づけられ、併せて、生活困窮者支援を通じた地域づくりも求めています。つまり、新制度は地域福祉推進の一翼を担う、社協や民生委員にとっても密接な関係にあると言えます。

生活困窮者の早期発見と自立相談支援機関へのつなぎ、そして、その先の自立に向けた生活福祉資金貸付までには、社協や民生委員の役割が不可欠です。「地域づくり」の中核として、これまで社協が培った「支援力」の発揮が期待されています。

生活福祉資金貸付制度の見直し概要

総合支援資金と緊急小口資金（臨時特例つなぎ資金）の貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とする。

■緊急小口資金の柔軟な運用の促進

緊急的に支援が必要な場合に、当面の生活費、公共料金（最低限のライフライン）の滞納により日常生活に支障が生じるとき等について貸付の対象となるよう明確化を図る。

■総合支援資金の見直し

借受人に過度な負担とならないよう、貸付期間の見直しを行うとともに、償還期限の短縮を図る。

○貸付期間：原則3ヶ月とし、最大12月（延長は3ヶ月ごと3回）までとする。

○償還期限：10年以内

＜出典：新たな生活困窮者支援制度の創設（平成 27 年 1 月 27 日 生活困窮者自立支援制度全国担当者連絡会議資料）＞

生活福祉資金貸付条件等一覧

資金の種類	貸付限度額	償還期間	貸付利子	連帯保証人
1 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金				
生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用）	（二人以上）月 20 万円以内 （単身） 月 15 万円以内	据置期間経過後 10 年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年 1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費（敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用）	40 万円以内			
一時生活再建費（生活を再建するためなどに一時的に必要である費用）	60 万円以内			
2 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
福祉費（抜粋）			連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年 1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得期間に応じて、目安額を設定（130 万円～580 万円）	（8 年）		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	（250 万円）	（7 年）		
福祉用具等の購入に必要な経費	（170 万円）	（8 年）		
障害者用自動車の購入に必要な経費	（250 万円）	（8 年）		
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	（50 万円）	（3 年）		
緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用）	10 万円以内	据置期間経過後 12 月以内	無利子	不要
3 教育支援資金 低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
教育支援費（低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費）	（高校）月 3.5 万円以内 （高専）月 6.0 万円以内 （短大）月 6.0 万円以内 （大学）月 6.5 万円以内	据置期間経過後 20 年以内	無利子	（不要） ※世帯内で連帯借受人が必要
就学支度費（低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費）	50 万円以内			
4 不動産担保型生活資金				
不動産担保型生活資金	・土地の評価額の 7 割程度 ・月 30 万円以内	据置期間終了時	年 3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・土地及び建物の評価額の 7 割程度（集合住宅は 5 割） ・生活扶助額の 1.5 倍以内			不要

福岡県社会福祉協議会 では あなたの 学びたい！ を 応援 しています！

福岡県社会福祉協議会では、社会福祉施設等に従事されている方々の資質向上を目的に研修会を開催します。

1　福祉の現場の皆さんを応援！　「社会福祉施設役職員研修」

（1）階層別研修

新任職員から管理者まで、それぞれの立場に求められる役割を理解し、必要な能力を身につけるための研修です。

新任	中堅	指導者		管理者
【参加対象】 経験年数：２年未満	【参加対象】 経験年数： ２年以上４年未満	【参加対象】 経験年数： ５年以上１０年未満	【参加対象】 経験年数： １０年以上	【参加対象】 理事長及び法人運営に携わる役職員等 また、将来管理者の役割を担うことが想定される指導的立場の職員
新任研修（５月）	基礎研修（７月）	職場内指導者養成研修（６月）	労務管理研修（７月）	
	チームリーダーキャリアアップ研修課程（１０月）		管理者キャリアアップ研修課程（９月）	
	目標設定・管理研修（１１月）		コーチング研修（１０～１１月）	社会福祉法人監事研修（２月）※監事対象
		ストレスマネジメント研修（１１月）	リスクマネジメント研修（１０～１２月）	

（2）専門研修

児童福祉・障害者福祉・高齢者福祉の施設種別や職種別に、現場で求められる実践的な研修です。

【児童関係施設】

研修名	開催時期
児童福祉施設職員研修	９月

【障害関係施設】

研修名	開催時期
障害児者施設職員研修	１月

【高齢者関係施設】

研修名	開催時期
訪問介護適正実施研修	６月
グループホーム職員研修	９月
老人福祉施設職員研修	１０月

（3）テーマ別研修

それぞれの職種に応じて求められる専門技術を身につけるための研修です。

研修名	開催時期
処遇記録研修（高齢者分野）	８月
処遇記録研修（通所介護事業所）	１０月
処遇記録研修（障害者分野）	２月
会計担当者研修（初任者）	７月
会計担当者研修（実践者）	８月

研修名	開催時期
ビジネス文書研修	８月
広報担当者研修	１０月
感染症予防研修（夏期・冬期）	６月・１１月

2　資格取得を目指す皆さんを応援！　「資格取得研修」

	研修名	開催時期
認知症介護研修		
1	認知症介護基礎研修（2日間）	１１月
2	認知症介護実践者研修（6日間）	５～６月 ７～８月 １～２月
3	認知症対応型サービス事業管理者研修（2日間）	１回目　８月 ２回目　２月
4	認知症対応型サービス事業開設者研修（2日間）	１回目　８月 ２回目　２月
5	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	１回目　８月 ２回目　２月
6	認知症介護実践リーダー研修（10日間）	９～１１月
7	実践リーダーフォローアップ研修	６月
介護支援専門員実務研修受講試験準備講習会（6日間　模擬試験含む）		７月～９月

	研修名	開催時期
高齢者権利擁護等推進研修		
1	推進員養成研修（3日間）	８～９月 ９～１０月
2	看護職員研修（3日間）	１０～１１月
介護支援専門員研修		
1	介護支援専門員実務研修（7日間）	１～３月
2	介護支援専門員専門・更新研修（専門Ⅰ・更新前期）（5日間）	６～８月
3	介護支援専門員専門・更新研修（専門Ⅱ・更新後期）（4日間）	１０～１２月
4	介護支援専門員更新研修（実務未経験者・再研修）（7日間）	８～１０月

◆申込方法◆ 各研修開催日の2ヵ月前を目途に受講対象施設・事業所に案内しますので、指定様式でお申込みください。なお、研修名・内容・日程等は変更の可能性もありますので、随時研修課のホームページ（下記参照）でご確認ください。

ホームページアドレス　http://www.fsw.or.jp/kenshu

※上記へ直接アクセスいただくか、検索サイト（ヤフー、グーグル等）で「福岡県社協 研修課」と検索してください。

研修に関する問い合わせ先　研修課（直通）　TEL 092－584－3401（月曜日 休館）

人は一人ひとり違うけど、みんなとつながっているんだよ
ワークブック形式で小学生向け 福祉教育教材を作成

☼新たな福祉教育教材として

本会では、福祉教育推進の一環として、昭和59年から市区町村社協を通じて、小学校5年生（特別支援学校含む）に対する、福祉教育読本「ともに生きる」の配布及びその活用促進を図ってきました。

しかし、この読本は、平成9年の改訂（第三版）を最後に、現在に至っており、より現在の学校現場や子どもたちを取り巻く環境に合わせたものとするため、関係機関のご協力のもと、平成27年2月、新たに**福祉教育教材「ともに生きる」**を作成しました。

☼ねらい

学齢期における福祉の心づくりは、ともに支え合う心豊かな地域社会の実現につながります。

現在、学校現場では、総合的な学習の時間が確保され、地域社会と繋がる機会が拡大されていますが、そのカリキュラムは各学校独自で編成されているため、福祉教育の推進を図るための教材が必要です。

福祉教育を形骸化させないためにも、現在の学校現場や子どもたちを取り巻く環境に合わせて、子どもたちと学校、地域の人たちが一緒になって協働実践を行う中で、子どもたちの福祉的感性の涵養が図られることを願い、本教材を作成しました。

☼福祉教育とは

福祉教育というと、以前は疑似体験や施設訪問、手話・点字といったプログラムが主流でしたが、体験だけに終わり十分な振り返りを行わなければ、不便さや大変さだけが強調され、理解が不十分になってしまうという落とし穴が指摘されていました。

福祉教育では、「いのちとくらしの主人公は私であること」「くらしとは他者との関わりで成り立つこと」「ともに生きる力を育むこと」を児童に伝え、振り返りを行うことで意識変革を促すことができます。福祉教育は特別なものではなく、子どもたちの心に働きかける息の長い活動です。

本会では、今後、本教材の活用を通じた福祉教育を積極的に推進していきます。

イラストや写真を使い工夫したワークブック

本書の特徴・構成等

【対象学年】

内容は、小学校４・５年生を対象学年として作成していますが、３年生でも活用できるようにすべての漢字に振り仮名を記載しています。

また、内容が多岐に亘っているので、長期間活用できるように、裏表紙の名前の記入欄には、３年生から６年生の各学年での組を記入できるよう工夫しています。

【特　　徴】

教材として使いやすいように**Ａ４サイズのワークブック形式**としています。

また、**全体としてイラストや写真を使用**し、見易くするとともに、読み物の文末に問いかけを入れる等、児童が考察できるようにしています。

【各章の構成とねらい～】

～第１章～　支え合うってなんだろう？
人と人とがつながり支え合いながら生きていることを理解する

～第２章～　年をとるってどういうこと？
老いについて理解し、高齢者に対する尊敬の念や思いやりの心を育む

～第３章～　障害があるってどういうこと？
障害について理解し、多様性を認め合う

～第４章～　みんなにとって優しいまちってどんなまち？
誰もが暮らしやすいまちづくりについて考える

～第５章～　わたしにできることってなんだろう？
第１・２・３・４章を踏まえ、自分にできることを考え行動する

【問い合わせ先】
地域福祉部　地域課　☎092-584-3377

福祉協議会　事業計画

Ⅰ 本年度の方針

近年、経済的困窮や社会的孤立等の社会問題が深刻化する中、地域における「つながり」、「絆」の大切さが見直され、その再構築に向けて、官民一体となった取り組みが求められている。

一方、国では、社会保障と税の一体改革をはじめ、社会福祉法人制度改革、地方分権改革、規制改革など、社会・経済全般にわたる改革が進められている。

これらを踏まえ、本会では、市区町村社会福祉協議会との連携を強化し、誰もが社会と関わりを持ちながら安心して暮らすことのできる元気な地域づくりを推進するなど、地域福祉活動の充実に努める。

特に、本年は、4月に施行される生活困窮者自立支援法に関する取り組みについて、市区町村社会福祉協議会及び社会福祉法人・施設、関係機関・団体と連携し、その推進に努める。

また、各社会福祉施設種別協議会との連携のもと、社会福祉法人制度見直しに伴う経営の在り方等について検討するとともに、福祉・介護分野の慢性的な人材不足を解消し、福祉サービスの質を高めるため、福祉・介護分野への就業促進・人材定着並びに従事者の資質向上の取り組み強化に努める。

さらに、これまでの被災地支援活動の経験を活かし、日頃から関係機関・団体と協働して地域の防災力の向上に努める。

平成26年度から、県委託事業のほとんどが企画提案公募方式に切り替わるなど、本会を取り巻く環境が厳しさを増している中、組織運営の合理化を進めながら、これまでの実績や関係機関・団体等とのネットワークを活用し、県民福祉の向上のために先駆的な取り組みや事業の一層の充実に努める。

Ⅱ 重点的に取り組む事項

1 共助社会を実現するための地域福祉の推進

（1）市区町村社会福祉協議会との連携・支援

市区町村社会福祉協議会の役職員を対象とした階層別研修会を実施する。

また、生活困窮者自立支援法の施行、社会福祉法人制度の見直し等を見据え、社会福祉協議会が中核となり、社会福祉法人・施設の関係者と連携・協働し地域における公益的な取り組みを実施することを目的とした、共助社会づくりモデル指定事業等を通して、役職員の資質向上と地域福祉活動の更なる充実強化に努める。

（2）ボランティア活動の振興と福祉教育の推進

市区町村社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体に対し、情報提供や活動支援を行い、ボランティア活動の振興を図る。

特に本年からは、福岡県地域福祉財団（平成27年3月に解散）が実施してきた「ふくおか“きずな”フェスティバル」やボランティア団体への活動助成等、ボランティア活動支援事業を本会が引き継いで実施することで、より一層の充実を図る。

さらに、市区町村社会福祉協議会が学校、地域住民と協働した福祉教育に取り組む際の指針となるよう、体系的な福祉教育プログラムの策定を行うとともに、新たに作成した福祉教育教材「ともに生きる」の積極的な活用を推進する。

（3）地域における災害時の取り組みの強化

災害時の社会福祉協議会の役割、特に災害ボランティアセンター設置時の避難所運営や、通常業務の管理・運営のあり方について、福祉サービスの維持・継続の観点から研修会を実施する。

（4）元気な地域づくりの推進

各地域の特性を活かして取り組まれている住民主体の活動を一層推進し、人と人、人と地域のつながりや絆をさらに深め、地域住民や関係機関・団体の協働による誰もが安心して暮らせる元気な地域づくりを全県域に普及していく。

（5）民生委員児童委員活動の支援

県民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域福祉活動推進の担い手としての民生委員児童委員の活動を支援する。

2 社会福祉法人・施設の支援に関する取り組み

（1）社会福祉法人・施設の経営支援

生活困窮者対策、社会福祉法人の在り方、介護保険制度や障害者福祉、子ども・子育て支援、社会的養護の推進、防災対策など社会福祉法人・施設の経営に関する情報収集・提供に努めるとともに時宜に適した研修会を実施し、各社会福祉施設を支援する。

3 生活福祉資金貸付制度の適正な運営

（1）資金貸付の適正化

貸付申請内容の調査を徹底し、本貸付制度の適正な運営に努める。

平成27年度福岡県社会

また、本年度発足する生活困窮者自立支援制度による相談支援と密接な連携を図り、両制度がより効果的、効率的に機能するよう努める。

（2）債権管理の強化

滞納世帯に対する督促、市区町村社会福祉協議会への呼び出しを行うとともに、長期滞納者には個別に自宅訪問等による償還指導を実施する。

さらに、悪質な滞納者に対しては法的手続（支払督促）を行い、債権管理を強化する。

4 福祉・介護分野への就業促進とサービスの質の向上のための取り組み

（1）福祉・介護人材確保のための事業の充実

慢性的な人材不足の解消を目的に、福祉のしごと就職フェアや人材情報システムを活用した無料職業紹介事業、ハローワークでの出張相談等に積極的に取り組む。

また、福祉の資格取得を志す養成施設の学生に対する介護福祉士等修学資金貸付事業の広報・啓発に努め、福祉・介護人材の確保、定着を促進する。

（2）社会福祉従事者に対する研修等の充実

福祉サービスの質の向上に資するため、県委託研修事業をはじめとする福祉従事者を対象とした各種人材養成研修の充実に努める。

特に本年からは、厚生労働省が全国での普及を推進している「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」について、取り組みを開始する。

また、社会福祉従事者のための福利厚生事業の推進・拡充に積極的に取り組む。

5 福祉サービス利用者の利益の保護に関する取り組み

（1）日常生活自立支援事業の推進体制強化

判断能力が不十分な福祉サービス利用者の利益の保護を目的とする本事業について、基幹的社協及び専門員を大幅に増やし、全市町村での取り組みを目指して、事業推進体制の強化を図るとともに、業務支援システムの導入を行い、業務の効率化に努める。

（2）福祉サービス苦情解決事業の充実

福祉サービスに関する苦情解決を図ることを目的として本会に設置されている運営適正化委員会の適正な運営に努める。

（3）福祉サービス第三者評価事業の推進

福祉サービスの選択に有効な情報を利用者に提供するとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことを目的とした本事業の推進に努める。

（4）地域密着型サービス外部評価事業の実施

認知症対応型共同生活介護の外部評価実施機関として、事業者のサービスの質の向上を目的とする評価事業の円滑な実施に努める。

6 高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを進める事業の推進

（1）第15回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭の開催

これまでの成果を十分に踏まえ、市区町村、市区町村社会福祉協議会、老人クラブをはじめ、関係機関・団体と一層の協働を図り、筑豊地域を主会場として開催する。

（2）第28回全国健康福祉祭やまぐち大会（ねんりんピックおいでませ！山口2015）への選手派遣

「第28回全国健康福祉祭やまぐち大会（ねんりんピックおいでませ！山口2015）」に多数の選手を派遣する。

7 認知症についての正しい理解と見守りの推進

（1）認知症についての正しい理解と見守りの推進

急増する認知症について県民が正しく理解し、認知症の方々が地域の中で安心して暮らせるよう、「認知症について考えるつどい」を開催するとともに、認知症疑似体験や介護講座を通して、正しい介護方法や接し方・見守り方などの普及・啓発に取り組む。

さらに、地域で見守る「認知症サポーター」の拡充を図るため、認知症サポーター養成研修やその講師を養成する研修等を開催する。

8 広報活動の充実

（1）広報活動の充実

本会広報誌「ふくおかのふくし」については、社会問題・地域課題の多様化を踏まえ、単なる情報提供にとどまらない積極的な課題提起を含めた誌面づくりに努める。

また、地域福祉推進のための「社協通信」、障害者福祉推進のための「障害者福祉情報」、本会ホームページ「ふくふくネット」の内容充実に努める。

本会組織改編のお知らせ

本会では、平成２７年４月１日付で下記のとおり組織改編を行い、一部執務場所を変更しました。
また、平成２７年３月３１日に解散した財団法人福岡県地域福祉財団（以下：財団）のボランティア活動助成や、「ふくおか“きずな”フェスティバル」等一部事業については、本会が引き継いで実施することとなりました。
なお、組織改編に伴い、部署によって執務曜日・時間等も変更していますので、ご注意ください。

福岡県社会福祉協議会　各部署　電話番号、FAX、執務時間等一覧　（※全てクローバープラザ内）

部　署　名	電話番号	FAX番号	執務場所	執務曜日・時間
総務部				月～金 9:00～17:30
総務課	092-584-3377(代)	092-584-3369 092-584-3381	西棟 6階	
経理課				
地域福祉部				
地域課	092-584-3377(代)	092-584-3369 092-584-3381	西棟 6階	
生活支援課	092-584-7411	092-584-3790	西棟 6階	
共生社会推進課　※1	092-584-3377(代)	092-584-3369 092-584-3381	西棟 6階	
生活福祉資金部				
生活福祉資金課	092-584-3377(代)	092-584-3369 092-584-3381	西棟 6階	
債権管理室				
施設福祉部　※2				
施設課	092-584-3377(代)	092-584-3369 092-584-3381	西棟 6階	
評価推進課　※3	092-584-3610	092-584-3790	西棟 6階	
福祉サービス第三者評価事業				
地域密着型サービス外部評価事業				
運営適正化委員会	092-915-3511			
県民サービス部				火～日 および 第4月曜日 9:00～17:30
研修課　※4	092-584-3401	092-584-3402	東棟 4階	
介護実習課	092-584-3351	092-584-3354	東棟 4階	
福祉用具展示室	092-584-4316	092-584-4317	東棟 2階	
人材・情報課	092-584-3310	092-584-3319	東棟 2階	
福祉人材センター				
福祉情報センター	092-584-3330			

※1　長寿社会推進課から名称変更し、財団から引き継ぐ事業等も所管
※2　福祉施設・研修部から名称変更
※3　評価・相談課から名称変更、県民サービス部から施設福祉部へ移管（併せて執務室、執務曜日も変更）
※4　福祉施設・研修部から県民サービス部へ移管（併せて執務室、執務曜日も変更）＜土日の研修等を強化するため＞

クローバープラザの指定管理について

本会は、西鉄ビルマネージメント（株）、（株）西日本クリーン、（株）健康科学研究所との4者で「クローバープラザ管理運営共同事業体」を組織し、「クローバープラザ（福岡県総合福祉センター、福岡県人権啓発情報センター、福岡県男女共同参画センター）」の指定管理者に応募しました。
その結果、福岡県からクローバープラザ指定管理者に選定され、今年4月1日から管理運営を行っています。（平成 27 年度から平成31年度までの5年間の指定）
なお、当共同事業体は、**西鉄ビルマネージメント（株）**が代表団体として全体の運営管理業務等にあたり、本会は入居団体の連絡調整等を担っています。
県民の皆様が利用しやすい施設となるよう共同事業体一丸となって取り組んでまいりますので、ご意見をお寄せください。

クローバープラザ管理運営共同事業体　TEL 092－584－1212
ホームページ　http://www.cloverplaza.or.jp/

クローバープラザ休館日は第4月曜日を除く月曜日および年末年始です。詳しくはホームページ等でご確認ください。

本会では、各種社会福祉施設で構成する協議会の事務局（１１種別）を担っています。
今年度は、このコーナーで順次各種別協議会の活動等を紹介します。

福岡県児童養護施設協議会

福岡県児童養護施設協議会（以下：県養協）は昭和４４年７月に発足し、今年で４５年目を迎えます。現在、県養協は２０施設の会員施設からなり、児童養護施設の連携、および施設で生活している約１，２００名の児童の福祉増進のために効果的な活動を推進することを目的としています。

児童養護施設は孤児を対象とした慈善事業が始まりと言われ、自然災害による飢饉や貧困、戦災孤児等の子どもたちの生活基盤の確保が中心でしたが、近年の子どもを取り巻く環境は大きく変わり、子どもや家庭をめぐる課題が多様化してきています。

上記の背景・諸課題を鑑み、県養協では、役員会・施設長会のほか、主任等職員会議、研修委員会、児童行事委員会の３つの委員会等を運営しています。国・県からの制度施策等の情報提供を始め、子どもたちの豊かな育ちの支援や役職員のスキルアップにつながる研修会を開催したり、熱戦が繰り広げられる野球・バレー交流大会の運営や子どもたちが描く絵画コンクールの審査のお手伝いなど、子どもたちの健全育成につながる取り組みを各施設の職員が連携して行っています。

また、様々な企業・団体様からたくさんの心温まる寄付・寄贈は、子どもたちの日々の生活の励みにつながっており、心から感謝いたします。

県養協は、これからも社会的養護の子どもたちにより家庭的な養育環境を保障し、子どもに寄り添い大切にする社会を目指して日々活動しています。

平成26年度 全国児童養護施設協議会
絵画展 幼児の部 金賞「かぶとむし」

平成26年度 県養協野球交流大会の様子

福岡県母子生活支援施設協議会

母子生活支援施設というとあまりなじみがなく、何か堅い印象を受けられると思いますが、以前「母子寮」と呼ばれていた母子家庭が利用される施設です。母子寮と言えば、暗く閉ざされたイメージを持たれるかも知れません。母子生活支援施設は、母子がやすらぎの場と時間を持てるように寄り添う支援を心掛けています。職員は保育士、少年指導員、母子支援員、心理士等がおり、様々な課題を抱えている世帯のお手伝いを日々行っています。

このような中、福岡県母子生活支援施設協議会（以下：県母協）は、施設職員が関係機関との連携や専門知識を習得する機会として、また利用者が社会人として身に着けるべきマナーや振る舞い方を学ぶ機会として、様々なテーマを設定し、職員研修会（年２回）を開催しています。さらに、各施設の母子、職員が一同に会する「スポーツ交流大会」（隔年で運動会と球技大会）を毎年開催しています。施設職員全員が施設の子ども達が楽しめ、笑顔が多くみられるよう工夫して大会の企画・運営を行っています。

各施設では、母子の絆を深めるためのイベントが盛りだくさん

平成26年度スポーツ交流大会

一方、各施設においては、様々な行事（学校行事と子ども会の行事をイメージしてもらえれば雰囲気が伝わるかも知れません）を行っていますが、それらの応援のため、各種企業・団体様から数多くの寄付・寄贈をいただいており、この機会に改めてお礼を申し上げます。

私たち母子生活支援施設は、母子世帯を支える唯一の福祉施設であることを踏まえ、県母協もより一層のパートナーシップを目指していきたいと考えています。

【各種別協議会 事務局】 施設福祉部 施設課内 （春日市原町 3-1-7 ｸﾛｰﾊﾞｰﾌﾟﾗｻﾞ西棟 6 階）
TEL 092－584－3377(代表) FAX 092－584－3369･3381

赤い羽根共同募金　平成26年度実績額

7億5,819万9,198円

（前年比９９％）

皆様の温かいご支援・ご協力ありがとうございました！

全国的に見て、共同募金実績額は平成１１年をピークに減少している中、本県では、県民の皆様のご理解とご協力により、一般募金と歳末たすけあい募金を合わせてほぼ前年並みの**７億５，８１９万９，１９８円**のご寄付をいただきました。心から感謝申し上げます。

本県では、この貴重な寄付金の**約７５％を地域の身近な福祉活動**に、また、**約３％は災害に備えて毎年積み立て**ており、大規模災害時のボランティア活動支援にも活用されています。

共同募金は、地域の支えあいの活動から災害時の支援まで、「じぶんの町を良くする」活動に幅広く役立てられています。

（共同募金の使いみち）

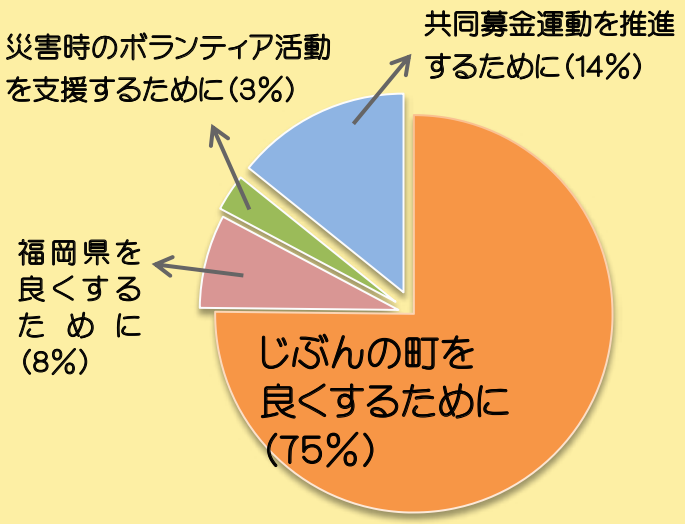

平成２６年度にお寄せいただいた募金は、
平成２７年度に実施する様々な活動に活用します。

●じぶんの町を良くするために

【５億８，０８２万８，９４５円】

・各市町村で実施される高齢者の見守り訪問活動や子育てサロン活動などの地域福祉活動に。
・地域で活動している福祉施設・団体の活動支援に。
・新年を迎える時期に、支援を必要とする人が安心して地域で暮らせるように。

●福岡県を良くするために　【４，５６７万１，０００円】

・県全域を対象とした福祉施設・団体の活動支援に。
・児童福祉施設の子どもたちの進学・就職の準備金などに。

●災害時のボランティア活動を支援するために

【２，２７４万５，９４６円】

・募金総額の３％を災害準備金として積み立て、大規模災害時の被災地でのボランティア活動支援に。

●共同募金運動を推進するために

・共同募金運動を推進するために必要な経費として、ポスターやチラシ・バッジ等の広報資材の作成に。

公民館等で実施する子育てサロン

災害時のボランティア活動

【問い合わせ先】　福岡県共同募金会　☎　０９２－５８４－３３８８

ふくふくInfo

一般県民向け 介護講座 のご案内

本会 介護実習課では、福岡県から委託を受けて「一般県民向け介護講座」行います。

【期　　間】平成２７年６月から平成２８年３月まで
【場　　所】クローバープラザ　東棟４階　介護実習室
【開催講座】介護予防講座、介護入門講座、テーマ別介護講座、福祉用具・住宅改修講座、認知症介護講座
【申込方法】パンフレット「介護講座のご案内」の受講申込書に必要事項を記入し、下記事務局あてＦＡＸか郵送でお申し込みください。
※パンフレットは本会ホームページ http://www.fsw.or.jp からダウンロードできます。

上記のほか、体験講座（高齢者疑似体験、認知症疑似体験、車いす体験、認知症サポーター養成講座）も実施していますので、ホームページでご確認ください。

【問い合わせ先】　県民サービス部　介護実習課　（〒816-0804 春日市原町 3-1-7　ｸﾛｰﾊﾞｰﾌﾟﾗｻﾞ 4 階）
TEL 092－584－3351　FAX 092－584－3354

サービス水準のさらなる向上を目指して第三者評価を活用しましょう！

平成27年3･4月に福祉サービス第三者評価の結果を公表している社会福祉施設･事業所を公表します

◇社会的養護関係施設第三者評価　１０件

【児童養護施設】古処学園、聖小崎ホーム、白梅学園、**【乳児院】**鞍手乳児院、**【情緒障害児短期治療施設】**筑後いずみ園、**【児童自立支援施設】**福岡学園、**【母子生活支援施設】**笹山苑、小倉母子寮、サンライフ田川、真愛園光寮

評価結果は、全国社会福祉協議会（全国推進組織）HP　http://www.shakyo-hyouka.net/　　または
福岡県福祉サービス第三者評価推進機構HP　http://www.fsw.or.jp/hyoka/top.html　をご覧ください。

◇福祉サービス第三者評価　７件

【保育所】砂山保育園、田隈保育所、清水保育園、鹿部保育所、松柏保育園、**【特別養護老人ホーム】**梅光園、**【障害児･者施設】**新開学園

評価結果は、福岡県福祉サービス第三者評価推進機構HP　http://www.fsw.or.jp/hyoka/top.html　をご覧ください。

受審の申込先

- 福岡県社会福祉士会　☎ 092-483-2944
- 医療・福祉ネットワークせいわ　☎ 0952-41-6522
- 北九州シーダブル協会　☎ 093-582-0294
- 福岡県介護福祉士会　☎ 092-474-7015

問い合わせ先

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構事務局
・福岡県社会福祉協議会
施設福祉部　評価推進課　☎ 092-584-3610

754人が個々の力を発揮！福岡県身体障害者体育大会開催される

福岡県は4月26日(日)に博多の森陸上競技場及びクローバープラザにおいて、「**第53回福岡県身体障害者体育大会**」を開催しました。

この大会は、障害者がスポーツを通して、残存機能の回復と体力の維持･増強を図るとともに、社会の身体障害者に対する認識と理解を高めることを目的とした大会で、10月に和歌山県で開催される「第15回全国障害者スポーツ大会」の代表選手の選考大会でもあります。

当日は、初夏を思わせる晴天のもと、**64団体･754名**の選手たちが、陸上競技、アーチェリー、卓球、フライングディスクの各種目で日頃の練習の成果を存分に発揮しました。

ふくおかのふくし　151号　発行所／福岡県春日市原町3丁目1番地7　福岡県総合福祉センター（クローバープラザ）内　社会福祉法人　福岡県社会福祉協議会　TEL(092)584-3377　FAX(092)584-3369　発行日／2015年（平成27年）5月20日　編集発行人／小川弘毅　印刷所／社会福祉法人　福岡コロニー

平成27年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償（賠償責任保険、動産総合保険）

❶ 基本補償（賠償・見舞）

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故に対応	対人賠償（1名・1事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償（1事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金補償限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	初期対応費用（期間中）	500万円	500万円
	事故初期見舞費用（1名につき）	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 （1事故で10万円限度）	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 （1事故で10万円限度）
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料（掛金）

	定員	基本補償（A型）
基本補償（A型）	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと	1,500円
見舞費用付補償（B型）	基本補償（A型）保険料 ＋	【見舞費用加算】定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円

●オプション1　●訪問・相談等サービス補償
●オプション2　●施設の医療事故補償
●オプション3　●新設：借用不動産賠償事故補償

❷ 個人情報漏えい対応補償　❸ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償（普通傷害保険）

❶ 入所型施設利用者の傷害事故補償　❷ 通所型施設利用者の傷害事故補償

（10口まで加入できます）

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金（1日あたり）	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金（1日あたり）	500円

▶年額保険料（掛金）	定員1人1口あたり
❶入所型施設利用者	1,310円
❷通所型施設利用者	990円

❸ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-❶、❷の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険）

❷ 施設職員の傷害事故補償

（10口まで加入できます）

保険期間1年職種級別A級

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金（1日あたり）	1,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金（1日あたり）	600円

▶年額保険料（掛金）	定員1人1口あたり
施設役員・職員の1名1口あたり	3円（1日あたり） 780円（年間：週5日勤務の場合）

❶ 施設職員の労災上乗せ補償
❸ 施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約（「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
（引受幹事保険会社）損害保険ジャパン日本興亜株式会社
TEL:03(3593)6824

取扱代理店
株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667　FAX:03(3581)4763

《SJNK14-16349 2015.2.10作成》